

暮らしの情報

新成人の皆さん

国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、国が責任をもつて運営する公的年金制度です。日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人が加入することになっています。20歳になったばかりの人は、「40年先のこと」と思うでしょうが、公的年金制度がなかったら老後の生活はどうなることでしょうか。また、長い間の「もしも」のときに備え安心できる制度にするために



も、国民年金に加入して社会の一員として高齢化社会を支えましょう。

◆加入する

～スタートは20歳～

日本に住む20歳から60歳までの方は、必ず国民年金（厚生年金・共済組合の加入者を除く）に加入します。学生であつても20歳になったら加入しなければなりません。加入の届け出は市役所年金窓口を経由して社会保険事務所へ提出されます。また、社会保険事務所から送られてくる年金手帳は、就職の際にも必要ですので大切に保管しましょう。

◆納める

～納めてお得な口座振替！～

国民年金の保険料は、月額13,860円です。銀行・郵便局・農協・コンビニエンス

ストアで納めることができます。また、口座振替にするとお得な割引制度があり、金融機関などへ行く手間も省けます。

なお、収入がなくて納められないときには、保険料の免除申請があります。また、学生で収入がなく、保険料が納められない方には特例制度があります。手続きをして承認されると、在学中の保険料を卒業してから納めることができます。

◆受け取る

～生涯支給でしつかりサポート～

●老齢基礎年金

年老いてから一定の収入が生涯にわたって保障される終身年金です。

年金額／792,100円（20歳から60歳まで40年間納付した場合）

●障害基礎年金

加入中に事故や病気によって障害等級表（1級・2級）に定める障害の状態になったときに支給されます。（一定の保険料の納付要件が必要となります）

年金額／990,100円（1級）、792,100円（2級）

●遺族基礎年金

加入中の夫が亡くなったとき、

その方によって生計を維持されていた18歳未満の子がいる妻、または18歳未満の子に支給されます。（亡くなられた方が一定の保険料の納付をしてあり、請求者の年収が850万円未満である方）

年度の金額です。

＜問い合わせ先＞
保険年金課年金班
☎62-5332
海上支所住民室
☎55-3114
飯岡支所住民室
☎57-3115
千潟支所住民室
☎68-1075

保育サポーターに頼んでみよう！

「仕事が忙しい、保育所のお迎えどうしよう」「結婚式があるけど、子どもを連れては行けないし」「子どもが風邪をひいたがもう微熱程度。これ以上仕事は休めないし、誰かそばにいてくれる人がいると助かるのに」など、子育てに関してこのようなほんの少しの手助けが欲しいときには、保育サポーターをご活用ください。

Q 保育サポーターとは

A 子育て経験や保育士資格のある方で、(財)21世紀職業財団が開催する保育サポーター養成講座を受講し、同財団に登録してある方です。

Q もし事故があったら

A 万一、事故があった場合でも



「補償保険制度」に加入していますので、安心です。

Q 保育内容は

A 保育時間や保育料等は、直接保育サポーターとの交渉で決まります。

＜問い合わせ先＞

(財)21世紀職業財団千葉事務所
☎043-225-2020
※月々金曜日（祝日を除く）
午前9時30分～午後4時30分